

淀川水系流域委員会について

平成13年2月1日

国土交通省 近畿地方整備局

目 次

- 1 . 淀川水系流域委員会設立趣旨
- 2 . 新しい河川整備の計画制度
- 3 . 淀川水系流域委員会準備会議答申
「淀川水系流域委員会のあり方について」
- 4 . 流域委員会で審議する河川整備計画の範囲について
- 5 . 淀川水系流域委員会規約（案）

1 . 淀川水系流域委員会設立趣旨

淀川水系河川整備計画の策定に向けて

淀川水系流域委員会の設立趣旨

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。近畿地方整備局では、学識経験者や住民の皆様から意見を頂いて、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するため、各水系において、「流域委員会」の設置を予定しています。

淀川水系では、この流域委員会の設置に先立ち「淀川水系流域委員会準備会議」(議長：芦田和男 京都大学名誉教授)を設置し、本年1月、準備会議から淀川水系流域委員会のあり方についての答申を頂きました。

今回、近畿地方整備局では、この準備会議からの答申を受け、「淀川水系流域委員会」を設置し、「淀川水系河川整備計画(案)【直轄管理区間を基本】」や関係住民の意見の聴取方法・反映方法について意見等を頂くものです。

2 . 新しい河川整備の計画制度

新しい河川整備の計画制度

平成13年2月1日

国土交通省 近畿地方整備局

目 次

- 1．河川法改正の流れ
- 2．新しい河川整備の計画制度
- 3．工事実施基本計画と河川整備基本方針・河川整備計画
- 4．淀川水系流域委員会と近畿地方整備局との関係

河川法改正の流れ

明治29年 (1896年)

近代河川法の誕生

治水



昭和39年 (1964年)

治水・利水の体系的な制度の整備

- ・水系一貫管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備

治水 + 利水



平成9年 (1997年)

治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

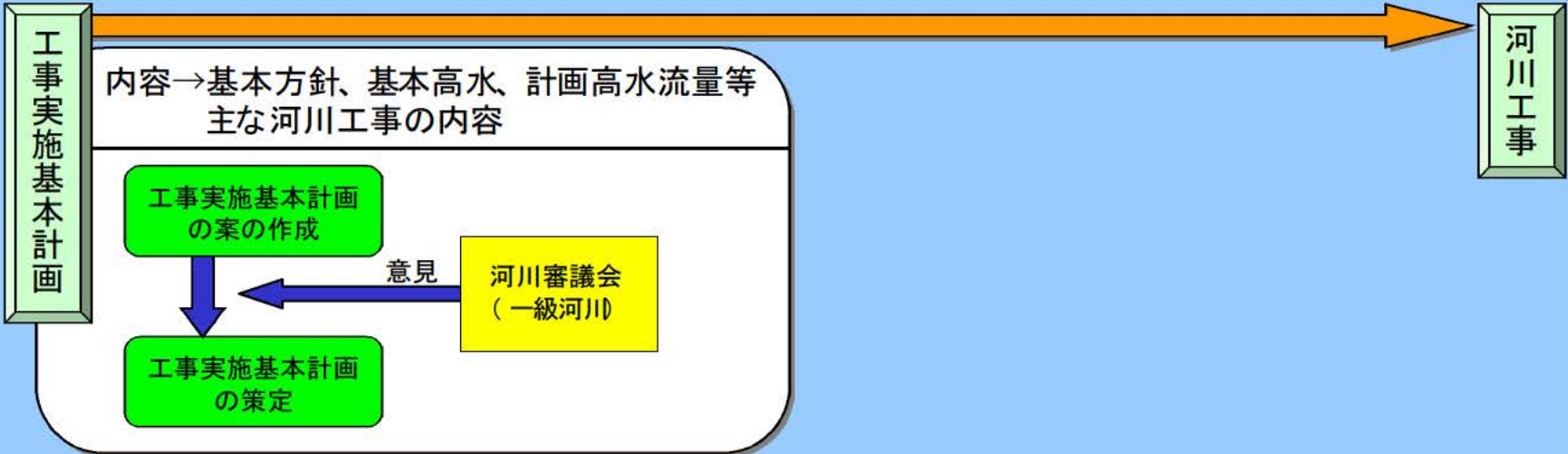
- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

治水 + 利水

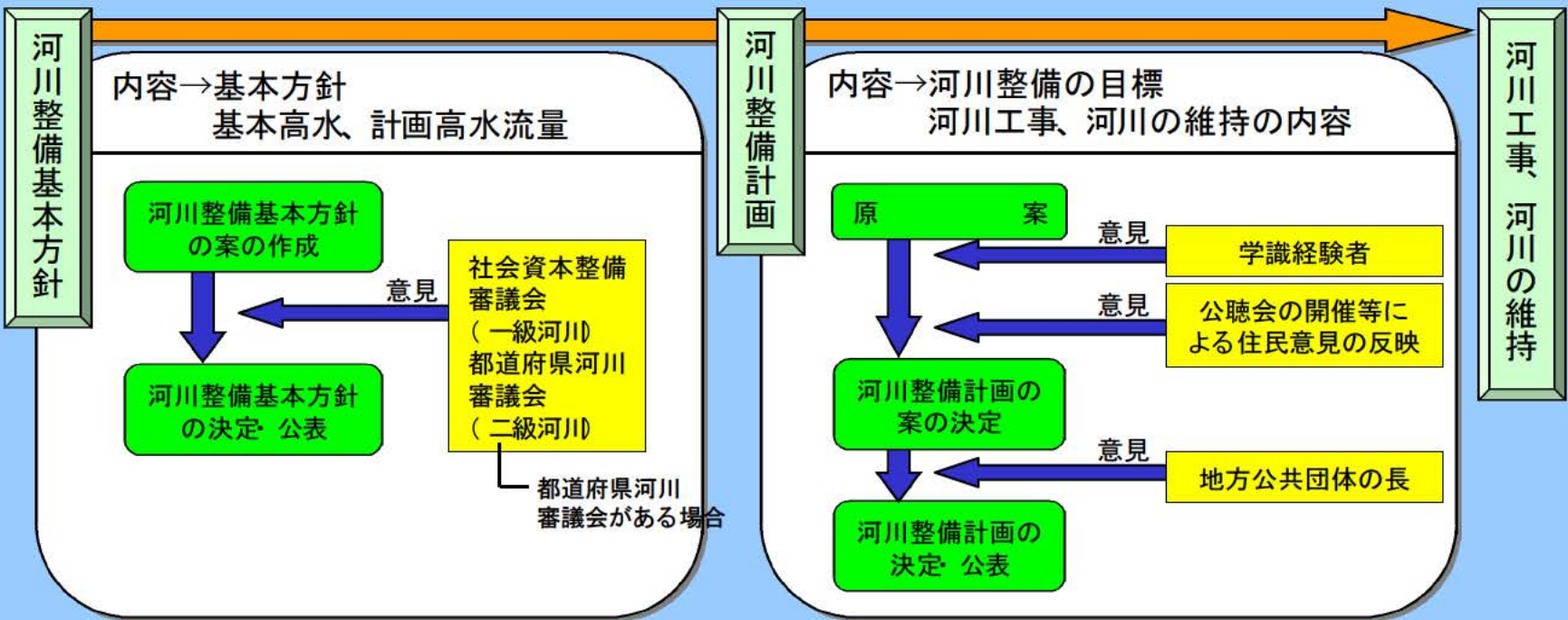
環境

新しい河川整備の計画制度

旧制度



新制度



工事実施基本計画と河川整備基本方針・河川整備計画

工事実施基本計画

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
 - ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
 - ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
 - ・主要な地点の計画高水流量
 - ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量
3. 河川工事の実施に関する事項
 - ・主要な地点の計画高水位、計画横断形等
 - ・主要な河川工事の目的、種類、施行の場所
 - ・当該工事による主要な河川管理施設の機能

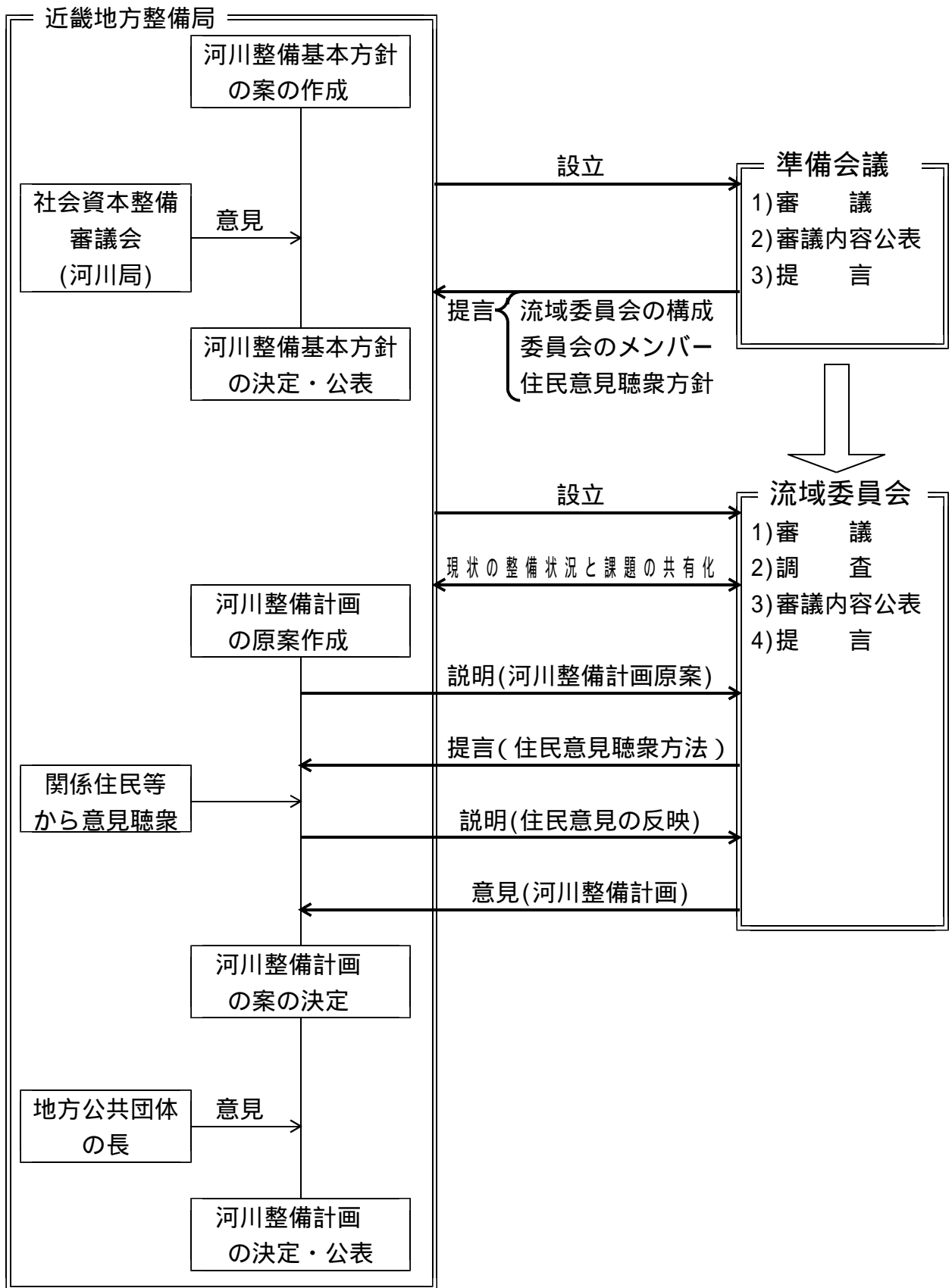
河川整備基本方針（長期的な基本方針）

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
 - ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
 - ・河川環境の整備と保全
2. 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
 - ・主要な地点の計画高水流量
 - ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量
 - ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

河川整備計画（20～30年の具体的・段階的な計画）

1. 河川整備の目標
 - ・河川整備計画の対象区間、対象期間
 - ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
 - ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
 - ・河川環境の整備と保全に関する目標
2. 河川工事の実施に関する事項
 - ・河川工事の目的、種類、施行の場所
 - ・当該工事による主要な河川管理施設の機能
 - ・河川の維持の目的、種類、施行の場所

淀川水系流域委員会と近畿地方整備局との関係



3 . 淀川水系流域委員会準備会議答申

「淀川水系流域委員会のあり方について」

平成13年(2001年)1月11日

近畿地方整備局長 藤芳素生 殿

淀川水系流域委員会準備会議
議長 芦田和男

淀川水系流域委員会のあり方について(答申)

平成12年7月26日、淀川水系流域委員会準備会議に諮問された「今後、設置する淀川水系流域委員会のあり方について」、準備会議において慎重に審議した結果を別冊のとおりまとめたので答申します。

近畿地方整備局長殿

「淀川水系流域委員会のあり方について」

答 申

平成13年1月11日

淀川水系流域委員会準備会議

目 次

はじめに	-----	12
1．淀川水系流域委員会の構成	-----	14
2．淀川水系流域委員会の委員	-----	16
3．淀川水系流域委員会の公開方法	-----	20
4．関係住民等の意見聴取方針	-----	21
<参考1> 淀川水系流域委員会規約骨子	-----	22
<参考2> 淀川水系流域委員会準備会議委員	-----	25
<参考3> 答申策定経過	-----	25

はじめに

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなった。

については、近畿地方整備局においても学識経験者や住民の意見を聴き、20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す河川整備計画を策定するため、各水系において、学識経験者の意見を聴く場として「流域委員会」の設置を予定している。

本答申は、近畿地方整備局が「淀川水系河川整備計画(直轄管理区間を基本)」の策定に際し、学識経験者等から意見を聴くための流域委員会を設置するにあたり、平成12年7月26日に近畿地方建設局長(現、近畿地方整備局長)から、淀川水系流域委員会準備会議に「今後、設置する淀川水系流域委員会のあり方について」諮問されたことを受け検討を重ねてきたものである。

近畿地方整備局においては、本答申を踏まえ、「淀川水系流域委員会」を設置されたい。

特に、本答申に至るまでに以下のような経緯があったので、規約の成文化、委員会の運営にあたっては、配慮願いたい。

準備会議の公開と運営

- ・準備会議の審議は原則として公開の場で行い、審議内容もニュースレターやホームページ上で公開した。
- ・準備会議では、一般傍聴者と意見交換をする時間を設け、これを審議内容に反映させた。
- ・準備会議の運営は、河川管理者と一線を画し、第三者的立場で民間企業が行った。
- ・流域委員会の運営にあたっては、準備会議の運営方式を参考にされたい。

淀川水系流域委員会の特徴

- ・淀川水系流域委員会のあり方として、組織構成、委員の選定方法、会議及び会議内容の公開方法等において、従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指した。

淀川水系流域委員会委員候補の選定

- ・委員候補のリスト作成にあたって、準備会議委員や河川管理者の推薦に加え、公募を行った。
- ・学識経験者の範囲として、大学の教員、研究所の研究者といった従来型の範囲に加え、地域の特性に詳しい者を新たに加えた。

- ・改正河川法の趣旨を踏まえ、河川事業に関わる専門の範囲を従来よりも幅広くとらえ、治水、利水、環境の分野から選定した。
- ・広く国民的な議論を行うために、経済、法律を専門とする者、マスコミの経験者等も選定した。

淀川水系流域委員会の組織構成

- ・淀川水系は広範囲に及び地域によって河川を取り巻く状況が大きく異なるので、地域別の詳細な検討が必要であり、また、上下流、河川間のバランスも含めた検討も必要であることから、淀川水系流域委員会は、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとした。

住民意見の聴取方針

- ・住民の意見が寄せられるのを待つだけではなく、河川利用の現場に赴くなどして、より積極的に意見を聴取することとする。
- ・多様な意見聴取方法を取り入れ、できるだけ、広範囲に多様な住民の意見を聴取することとする。

1 . 淀川水系流域委員会の構成

(1) 組織構成

淀川水系は広範囲に及び地域によって河川を取り巻く状況が大きく異なるので、地域別の詳細な検討が必要であり、また、上下流、河川間のバランスも含めた検討も必要であることから、淀川水系流域委員会は、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとした。

地域別部会としては、琵琶湖、淀川、猪名川の3部会を設置することとするが、より詳細に地域別の議論を行う必要が生じた場合には部会の細分割を行う。

(2) 委員会及び部会の位置付け

各部会は、委員会の指示による議論及び部会独自に必要性があると判断した議論を委員会の了承を得て、個別に行い、委員会に報告するものとし、委員会は、淀川水系が全体として一体的な管理を求められることから、全体の議論、審議、調整を行い、意思決定を行うものとする。

(3) 規模・構成

河川をとりまく要素としては様々なものがあり、審議に必要な専門性も多岐に渡ることになり、多数の専門家を必要とすることになるが、実質的な議論を行うためには少人数にした方がよい。

このような考え方から、委員会は15～20人程度とし、大部分は各部会の構成員を兼務する。各部会は10～15人程度とする。

(4) 審議期間

緊急を要する事業も想定されるので、できるだけ早く審議を行うことが重要であるが、一般に十分に認知させるための時間、審議に必要な各種の調査をするための時間も必要であることから、審議期間は2001年1月～2002年6月の1年半を目安とする。

また、河川事業をとりまく社会経済環境の変化も想定されることから、次期継続も考慮する。

(5) 開催頻度

実質的かつ積極的な審議を行うためにできるだけ多く開催することとし、委員会は年4回程度、部会は年4～6回程度とする。

(6) 構成委員

河川工学以外に、河川に関わる分野をできるだけ幅広くとらえることとし、委員会及び部会の委員としては、多様な専門性をもつものを選定した。

委員会及び部会の委員としては、治水、利水、環境、人文、その他の分野について準備会議委員や河川管理者の推薦に加え一般からの公募の候補者から選出した。ただし、

それぞれ、4人以上の地域の特性に詳しい者を含ませた。また、居住地は限定しなかった。

(7) 委員の追加

準備会議においては必要最小限の委員を選定しているが、流域委員会では、審議の必要に応じて、委員の追加を行うものとする。

(8) 庶務

河川管理者と一線を画し、流域委員会委員の意思を積極的に支援する中立的立場で民間企業が行うこととする。

2. 淀川水系流域委員会の委員

河川工学以外に、河川に関わる分野をできるだけ幅広くとらえることとし、構成委員も多様な専門性をもつものをバランスよくできるだけ網羅的に選定した結果が以下である。

表 - 1 淀川水系流域委員会委員

(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	芦田 和男	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 所長	猪名川部会兼任	-
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学防災研究所 教授	淀川部会兼任	-
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会兼任	-
6	嘉田 由紀子	地域 まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会兼任	
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員(水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会 名張 事務局 近畿水の塾 幹事	淀川部会兼任	
8	川那部 浩哉	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会兼任	-
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学農学部 教授	琵琶湖部会兼任	-
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	琵琶湖部会兼任	-
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会兼任	-
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員(当フォーラムづくりおよび広い分野の人のネットとそのコーディネート)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会兼任	-
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会兼任	
14	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策 環境保全委員会 元委員長	淀川部会兼任	-
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会兼任	-
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-	-
17	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会兼任	-
18	水山 高久	治山 砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会兼任	-
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会兼任	-
20	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-	-
21	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会兼任	-
22	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-	-

注 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

表 - 2 部会委員

(a) 淀川水系流域委員会琵琶湖部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員 (水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	-	-
2	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会兼任	-
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会兼任	-
4	川那部 浩哉	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会兼任	-
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学農学部 教授	委員会兼任	-
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 滋賀文化短期大学 教授	-	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	委員会兼任	-
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会兼任	-
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会兼任	-
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 代表監事	-	-
15	水山 高久	治山 砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会兼任	-
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物 地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会兼任	-
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	滋賀県立大学大学院環境科学研究科 修士課程 琵琶湖ラムサール研究会 代表	-	-

注 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

(b) 淀川水系流域委員会淀川部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学防災研究所 教授	委員会兼任	-
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科教授	-	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員(水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会 名張 事務局 近畿水の塾 幹事	委員会兼任	-
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校校医 小竹医院院長 淀川ネイチャークラブ会長	-	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員(自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	-	-
9	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会兼任	-
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員(当フォーラムづくりおよび広い分野の人のネットとそのコーディネート)	川とまちのフォーラム 京都 世話役	委員会兼任	-
11	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会兼任	-
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-	-
14	横村 久子	地域・まちづくり(地域計画 景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-	-
15	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会兼任	-
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	京都大学生態学研究センター 教授	-	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 事務局長	-	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

(c) 淀川水系流域委員会猪名川部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 所長	委員会兼任	-
2	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学自然環境科学研究 研究所 助教授	-	-
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-	-
4	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然環境科学 研究所 所長、教授	-	-
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-	-
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-	-
7	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員(住 民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-	-
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員(環 境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-	-
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員(地 域自然保護活動、淡水生物 調査、環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	-	-
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-	-
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-	-
12	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会兼任	-

注 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

3 . 淀川水系流域委員会の公開方法

(1) 基本方針

流域委員会は、会議及び会議内容を様々な手段によって、可能な限り公開することとする。

特に、流域委員会は、NGOを積極的に河川事業を担う主体ととらえ、NGOへの情報提供を積極的に行う。また、広報を担う主体としても協力関係の構築に努める。

(2) 公開方法の例

公開の具体的な方法としては、積極的に国民の関与を促すこと等を目的として、最も適当な方法を採用すべきである。その例として、以下のような方法を掲げる。

- ・ ホームページ開設
- ・ ニュースレター発行
- ・ プレス発表
- ・ 会議資料の配布・閲覧
- ・ 委員会を公開
- ・ 部会を公開

4 . 関係住民等の意見聴取方針

(1) 基本方針

一般には、河川事業に無関心である国民も多く、また、これを日常的に意識する機会がない国民も多いことから、積極的に国民に情報提供を行いながら、意見を聴取すべきと考える。

また、住民の河川への意識は、河川に関わる現場において典型的に意識されることから、フィールドワーク的手法を取り入れ、できるだけ現場で意見をきくことが重要と考える。このような意味で、アンケート、ヒアリング等の方法により、積極的に住民意見を聴取することを原則とする。

さらに、河川事業は、長期間を要し、未来に残る資産をつくる事業でもあることから、未成年者に対しても、情報を提供しながら意見を聴取することも考慮する。

(2) 意見聴取の方法例

意見聴取の具体的な方法としては、聴取すべき意見の内容に応じて、最も適当な方法をできるだけ採用するものとし、その例として以下のような方法を掲げる。

< 様々なツールを用意し、意見が寄せられるのを待つ >

- ・意見受付用電話を設置する
- ・意見受付用ファックスを設置する
- ・電子メールで意見を受け付ける
- ・ニュースレターに意見受付用紙を添付する
- ・ホームページ上に意見募集の仕組みをつくる
- ・意見書の提出を受け付ける

< 意見をやりとりする場を設ける >

- ・会議の中に意見交換の場を設ける
- ・事務局等関連機関に意見受付窓口を常設する
- ・公聴会を実施する
- ・勉強会・意見交換会を実施する

< 積極的に意見を聴きとりに行く >

- ・アンケートを行う
- ・ヒアリングを行う

< 参考 1 > 淀川水系流域委員会規約骨子

(設置)

- ・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 3 項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

- ・委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の作成にあたって、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるとともに、同河川整備計画について意見を述べることを目的とする。

(委員会)

- ・流域全体での審議、部会の報告を受けた審議、審議内容に応じた部会への指示、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。
- ・委員は別表 1 に掲げるものとする。
- ・委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。
- ・委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するが、委員の代理出席は認めない。
- ・委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付するものとする。
- ・委員会は審議しようとする事項について必要と認める場合に、専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員又は部会委員として追加するよう近畿地方整備局長に要請することができる。

(部会)

- ・琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会を設ける。
- ・部会は委員会からの指示を受け、地域の特性を十分に考慮した議論を行い、委員会に報告する。
- ・委員会へ報告内容を決定する際には、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決定する。
- ・委員会は、部会の細分割をすることができる。

(委員長及び部会長)

- ・委員会には委員長を置き、各部会には部会長を置くこととする。
- ・委員長及び部会長は委員会で定める。
- ・委員長は会務を総括する。
- ・部会長は部会の会務を総括する。
- ・委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- ・部会長に事故がある時は、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

- ・ 委員会は委員長が招集し、部会は部会長が招集し、それぞれ運営する。
- ・ 委員長は、必要に応じて、2以上の部会の合同による部会を開くことができる。
- ・ 委員長は、必要に応じて、各部会に出席し、発言できる。
- ・ 委員長は、必要に応じて、委員会に各部会の委員の出席、発言を求めることができる。
- ・ 委員長及び部会長は、必要に応じて、部会に所属部会以外の者の出席、発言を求めることができる。
- ・ 河川管理者は、委員の要請に対して積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得て自ら発言できるものとする。
- ・ 委員長及び部会長は一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。
- ・ 委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則する。

(情報公開)

- ・ 委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報については委員会で定める。
- ・ 委員会及び近畿地方整備局長は、前項で公開と決定された情報について、関係住民が閲覧できるようにする。

(庶務)

- ・ 委員会の庶務は、中立的立場で近畿地方整備局が委託した民間企業が行うこととし、委員長及び部会長の指示を受けて業務を行う。

(規約の改正)

- ・ 本規約の改正は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

- ・ 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申書、資料、準備会議資料及び議事録を参考にするものとする。

付則

(施行期日)

この規約は、平成13年1月 日から施行する。

別表1 委員会委員

5頁の表 - 1と重複することから略する。

別表2 部会委員

6～8頁の表 - 2と重複することから略する。

付録1 淀川水系流域委員会のあり方について（答申） - 略

付録2 第1回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録 - 略

付録3 第2回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録 - 略

付録4 第3回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録 - 略

付録5 第4回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録 - 略

< 参考 2 > 淀川水系流域委員会準備会議委員名簿

氏 名	所 属
芦田 和男（議長）	京都大学 名誉教授 （財団法人河川環境管理財団 研究顧問）
川那部 浩哉	京都大学 名誉教授 （滋賀県立琵琶湖博物館 館長）
寺田 武彦	弁護士 （日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長）
米山 俊直	京都大学 名誉教授 （大手前大学 学長）

五十音順、敬称略

< 参考 3 > 答申策定経過

年 月 日	事 項
平成12年 7月26日	淀川水系流域委員会準備会議設立会
”	第1回淀川水系流域委員会準備会議
9月28日	第2回淀川水系流域委員会準備会議
10月4～10日	淀川水系流域委員会委員公募
10月19日	第3回淀川水系流域委員会準備会議
12月12日	第4回淀川水系流域委員会準備会議
平成13年～1月10日	第5回淀川水系流域委員会準備会議（持ち回り）

1月11日提出の答申についての補足説明

答申に至る経緯

本答申は平成12年7月26日に開催された淀川水系流域委員会準備会議の設立会で「今後、設置する淀川水系流域委員会のあり方について」諮問を受けたことに対するものです。

7月26日に設立会に続いて開催された第1回準備会議で、河川管理者より「河川法の改正内容、河川整備計画や流域委員会の役割等について」の説明があり、これを受けて、議長の選出、準備会議の公開や今後の進め方について審議を行いました。

9月28日に開催された第2回準備会議では、流域委員会の組織構成、情報公開、住民意見の聴取方法等について審議が行われ、委員の選定については準備会議委員の推薦、河川管理者からの推薦に加え、一般から公募を行うことも決められ、直ちに、委員の公募を行いました。

10月19日に開催された第3回準備会議では、委員候補者の選定作業を行うとともに流域委員会の規約について審議を行いました。このあと、委員候補者の内諾作業を行いました。

12月12日に開催された第4回準備会議では、一部の未確定者を除き、委員候補者の氏名の公表、規約案の審議を行い、その後、持ち回りで農業分野、マスコミ分野の委員候補者各1名の選定作業、内諾作業と答申書の作成作業を行い、平成13年1月11日の答申提出に至った次第です。

持ち回りによる答申書作成作業の状況と補足

平成12年12月12日から平成13年1月11日まで、持ち回りによる答申書の作成作業を行いました。この過程において、河川管理者から「河川事業におけるNGOのとらえかた」「委員追加の方法を記述するかどうか」「部会の議論の範囲を委員会がどこまで拘束するか」の点について意見がありました。

これに対して一部の委員から「答申書はあくまでも準備会議として作成すべきである」旨の意見がありました。そこで、議長を中心に協議を行い、あくまでも準備会議として取捨選択の判断を行い、一部は、答申書に反映することとなりました。

ただし、「4. 関係住民等の意見聴取方針の(1)基本方針」については、時間がとれず委員からの修正意見を答申書に反映できなかった点があります。この点については、第1回の流域委員会で補足するとともに、その補足内容を予めここに掲載します。

- 答申書の補足 -

4. 関係住民等の意見聴取方針 (1) 基本方針 = 答申書 10 頁	
答申書の文章	補足後の文章
<p>一般には、河川事業に無関心である国民も多く、また、これを日常的に意識する機会がない国民も多いことから、積極的に国民に情報提供を行いながら、意見を聴取すべきと考える。</p>	<p>一般には、河川事業に無関心である国民も多く、また、これを日常的に意識する機会がない国民も多い。しかし、河川及び河川事業は国民のものであり、国民がそれに主体的にかかわっていくことが不可欠である。したがって、積極的に国民に情報提供を行いながら、意見を聴取すべきと考える。</p>
<p>また、住民の河川への意識は、河川に関わる現場において典型的に意識されることから、フィールドワーク的手法を取り入れ、できるだけ現場で意見をきくことが重要と考える。このような意味で、アンケート、ヒアリング等の方法により、積極的に住民意見を聴取することを原則とする。</p>	<p>また、住民の河川への意識は、河川にかかわる現場において典型的に意識されることから、フィールドワーク的手法を取り入れ、できるだけ現場で意見を聞き、さらには地域住民の意見を十分に反映して、流域委員会の結論をまとめることが重要と考える。このような意味で、アンケート、ヒアリング等の方法により、積極的に住民意見を聴取することを原則とする。</p>
<p>さらに、河川事業は、長期間を要し、未来に残る資産をつくる事業でもあることから、未成年者に対しても、情報を提供しながら意見を聴取することも考慮する。</p>	<p>同左</p>

4 .流域委員会で審議する河川整備計画の範囲について

流域委員会で審議する河川整備計画の範囲について

近畿地方整備局では、20～30年間の具体的な河川整備計画を策定する範囲は、原則として国が管理している区間（直轄管理区間）としています。

各部会で審議していただく河川整備計画の範囲は、表 1 に示すとおりです。

(1) 琵琶湖部会と淀川部会の境界は、枚方地点の洪水管理観点から、琵琶湖放流の分岐点となる瀬田川洗堰とします。

(2) 琵琶湖部会で審議する河川整備計画は、下記のとおりです。

琵琶湖に流入する河川等のうち国(直轄)で管理している河川が対象です。国土交通省(近畿地方整備局、あるいは水資源開発公団)が実施している丹生ダムおよび大津放水路は、滋賀県等が作成する姉川、三田川・狐川・盛越川、兵田川・篠津川・相模川・堂の川・諸子川と密接に関係するため、共同で議論します。なお、姉川、三田川・狐川・盛越川、兵田川・篠津川・相模川・堂の川・諸子川の河川整備計画は、滋賀県等が作成します。琵琶湖流入河川等が琵琶湖に係わる事項は議論します。なお、琵琶湖の河川整備計画は滋賀県が作成するので対象外となります。

(3) 各部会で審議する河川整備計画の範囲

表 1 各部会で審議する河川整備計画の範囲

部 会 名	河 川 名	範 囲
琵琶湖部会	野洲川	直轄管理区間
	草津川	直轄管理区間
	大津放水路	大津放水路と県市管理の三田川・狐川・盛越川、兵田川・篠津川・相模川・堂の川・諸子川
	瀬田川	直轄区間(瀬田川洗堰から上流区間)
	姉川	丹生ダムと県管理の姉川
淀川部会	桂川	直轄区間(国土交通省所管ダム区間含む)
	宇治川	直轄区間(国土交通省所管ダム区間含む) (瀬田川洗堰から下流の区間)
	木津川	直轄区間(国土交通省所管ダム区間含む)
猪名川部会		直轄区間(国土交通省所管ダム区間含む)

1. 淀川部会宇治川の「瀬田川洗堰」とは、洗堰操作・堰本体等を含む。

淀川水系流域委員会と部会



5 . 淀川水系流域委員会規約（案）

淀川水系流域委員会 規約（案）

（設置）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。

（委員会）

第3条 委員会は、委員会での審議、部会から報告を受けた事項に関する審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。

- 2．委員会は、部会に対して審議する事項について指示する。
- 3．委員会委員は、別表 1 に示す者とする。委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4．委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
- 5．委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。
- 6．委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員又は部会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。

（部会）

第4条 委員会の下部組織として、琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会を設ける。

- 2．委員会の判断により必要に応じて部会を細分することができる。
- 3．部会は、委員会からの指示された事項及び委員会了承を得た部会独自の必要判断事項について、地域の特性を十分に考慮した議論を行い、委員会に報告する。
- 4．部会委員は、別表 2 に示す者とする。部会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5．部会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
- 6．部会から委員会への報告内容の決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。

(委員長及び部会長)

第5条 委員会には委員長を置き、各部会には部会長を置く。

2. 委員長及び部会長は、委員会で委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会の会務を総括する。
4. 部会長は、部会の会務を総括する。
5. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。
6. 部会長に事故がある時は、部会長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し運営する。部会は、部会長が招集し運営する。

2. 委員長は、必要に応じて2以上の部会の合同部会を開くことができる。
3. 委員長は、必要に応じて部会に出席し、発言できる。
4. 委員長は、必要に応じて委員会に部会委員の出席、発言を求めることができる。
5. 委員長及び部会長は、必要に応じて部会に所属部会以外の者の出席、発言を求めることができる。
6. 河川管理者は、委員の要請に対して積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得て自ら発言できる。
7. 委員長及び部会長は、一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。
8. 委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とする。

(情報公開)

第7条 委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法について委員会で定める。

2. 整備局長は、前項で定められた事項について積極的に協力する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が委員長及び部会長の指示を受け中立的立場で行う。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申、準備会議資料及び議事録を参考にする。

付則

(施行期日)

この規約は、平成13年2月 日から施行する。

付録

- ・ 淀川水系流域委員会のあり方について（答申）
- ・ 第1回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第2回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第3回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第4回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録

【別表 1】
流域委員会委員

(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考
1	芦田 和男	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 所長	猪名川部会兼任
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学防災研究所 教授	淀川部会兼任
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会兼任
6	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会兼任
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員(水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局 近畿水の塾 幹事	淀川部会兼任
8	川那部 浩哉	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会兼任
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学農学部 教授	琵琶湖部会兼任
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	琵琶湖部会兼任
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会兼任
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員(当フォーラムづくりおよび広い分野の人のネットとそのコーディネート)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会兼任
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会兼任
14	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会兼任
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会兼任
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
17	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会兼任
18	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会兼任
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物・地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会兼任
20	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
21	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会兼任
22	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-

注 :対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

【別表 2】

部会委員

琵琶湖部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	-
2	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会兼任
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会兼任
4	川那部 浩哉	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会兼任
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学農学部 教授	委員会兼任
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 滋賀文化短期大学 教授	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	委員会兼任
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会兼任
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会兼任
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会兼任
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物・地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会兼任
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員(鳥類生態、ラムサール条約)	滋賀県立大学大学院環境科学研究科 修士課程 琵琶湖ラムサール研究会 代表	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

淀川部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学防災研究所 教授	委員会兼任
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員(水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会 名張 事務局 近畿水の塾 幹事	委員会兼任
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員(自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会兼任
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員(当フォーラムづくりおよび広い分野の人のネットとそのコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会兼任
11	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策 環境保全委員会 元委員長	委員会兼任
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	横村 久子	地域 まちづくり(地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会兼任
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	京大大学生態学研究センター 教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 事務局長	-

注 :対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

猪名川部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考
1	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 所長	委員会兼任
2	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学自然・環境科学研究所 助教授	-
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-
4	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	-
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-
7	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員(住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員(環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員(地域自然保護活動、淡水生物調査、環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	-
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-
12	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会兼任

注 :対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

淀川水系流域委員会 規約（案） 準備会議答申との比較

	淀川水系流域委員会準備会議 答申	淀川水系流域委員会 （案）
（設置）	河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。	河川法（昭和39年法律第167号） 第十六条の二 第3項に規定する趣旨に 基づき 、近畿地方整備局長（以下「 整備局長 」という。）が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
（目的）	委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の作成にあたって、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるとともに、同河川整備計画について意見を述べることがを目的とする。	委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の策定に あたり 、 同河川整備計画 について意見を述べるとともに、 関係住民の意見の反映方法 について意見を述べることがを目的とする。
（委員会）	<p>流域全体での審議、部会の報告を受けた審議、審議内容に応じた部会への指示、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。</p> <p>委員は別表1に掲げるものとする。</p> <p>委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。</p> <p>委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するが、委員の代理出席は認めない。</p> <p>委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付するものとする。</p> <p>委員会は審議しようとする事項について必要と認める場合に、専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員又は部会委員として追加するよう近畿地方整備局長に要請することができる。</p>	<p>委員会は、委員会での審議、部会から報告を受けた事項に関する審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。</p> <p>2. 委員会は、部会に対して審議する事項について指示する。</p> <p>3. 委員会委員は、別表 1 に示す者とする。委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。</p> <p>5. 委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。</p> <p>6. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員又は部会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。</p>
（部会）	<p>琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会を設ける。</p> <p>委員会は、部会の細分割をすることができる。</p> <p>部会は委員会からの指示を受け、地域の特性を十分に考慮した議論を行い、委員会に報告する。</p> <p>委員会へ報告内容を決定する際には、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決定する。</p>	<p>委員会の下部組織として、琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会を設ける。</p> <p>2. 委員会の判断により必要に応じて部会を細分することができる。</p> <p>3. 部会は、委員会からの指示された事項及び委員会了承を得た部会独自の必要判断事項について、地域の特性を十分に考慮した議論を行い、委員会に報告する。</p> <p>4. 部会委員は、別表 2 に示す者とする。部会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>5. 部会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。</p> <p>6. 部会から委員会への報告内容の決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。</p>
（委員長及び部会）	<p>委員会には委員長を置き、各部会には部会長を置くこととする。</p> <p>委員長及び部会長は委員会で定める。</p> <p>委員長は会務を総括する。</p> <p>部会長は部会の会務を総括する。</p> <p>委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>部会長に事故がある時は、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>委員会には委員長を置き、各部会には部会長を置く。</p> <p>2. 委員長及び部会長は、委員会で委員の互選により定める。</p> <p>3. 委員長は、委員会の会務を総括する。</p> <p>4. 部会長は、部会の会務を総括する。</p> <p>5. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。</p> <p>6. 部会長に事故がある時は、部会長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。</p>

淀川水系流域委員会 規約(案) 準備会議答申との比較

	淀川水系流域委員会準備会議 答申	淀川水系流域委員会 (案)
(議事)	<p>委員会は委員長が招集し、部会は部会長が招集し、それぞれ運営する。</p> <p>委員長は、必要に応じて、2以上の部会の合同による部会を開くことができる。</p> <p>委員長は、必要に応じて、各部会に出席し、発言できる。</p> <p>委員長は、必要に応じて、委員会に各部会の委員の出席、発言を求めることができる。</p> <p>委員長及び部会長は、必要に応じて、部会に所属部会以外の者の出席、発言を求めることができる。</p> <p>河川管理者は、委員の要請に対して積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得て自ら発言できるものとする。</p> <p>委員長及び部会長は一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。</p> <p>委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とする。</p>	<p>委員会は、委員長が招集し運営する。部会は、部会長が招集し運営する。</p> <p>2. 委員長は、必要に応じて2以上の部会の合同部会を開くことができる。</p> <p>3. 委員長は、必要に応じて部会に出席し、発言できる。</p> <p>4. 委員長は、必要に応じて委員会に部会委員の出席、発言を求めることができる。</p> <p>5. 委員長及び部会長は、必要に応じて部会に所属部会以外の者の出席、発言を求めることができる。</p> <p>6. 河川管理者は、委員の要請に対して積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得て自ら発言できる。</p> <p>7. 委員長及び部会長は、一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。</p> <p>8. 委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とする。</p>
(情報公開)	<p>委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報については委員会で定める。</p> <p>委員会及び近畿地方整備局長は、前項で公開と決定された情報について、関係住民が閲覧できるようにする。</p>	<p>委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法について委員会で定める。</p> <p>2. 整備局長は、前項で定められた事項について積極的に協力する。</p>
(庶務)	<p>委員会の庶務は、中立的立場で近畿地方整備局が委託した民間企業が行うこととし、委員長及び部会長の指示を受けて業務を行う。</p>	<p>委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が委員長及び部会長の指示を受け中立的立場で行う。</p>
(規約の改正)	<p>本規約の改正は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</p>	<p>本規約の改正は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。</p>
(雑則)	<p>本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申書、資料、準備会議資料及び議事録を参考にするものとする。</p>	<p>本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申、準備会議資料及び議事録を参考にする。</p>
付則 (施行期日)	<p>この規約は、平成13年1月〇日から施行する。</p>	<p>この規約は、平成13年2月〇日から施行する。</p>
付録	<p>付録1 淀川水系流域委員会のあり方について(答申)一略</p> <p>付録2 第1回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録一略</p> <p>付録3 第2回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録一略</p> <p>付録4 第3回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録一略</p> <p>付録5 第4回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録一略</p>	<p>・淀川水系流域委員会のあり方について(答申)</p> <p>・第1回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録</p> <p>・第2回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録</p> <p>・第3回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録</p> <p>・第4回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録</p>